

諮問庁：秋田県知事

諮問日：令和5年11月13日（諮問第137号）

答申日：令和6年4月24日（答申第98号）

事件名：令和4年度秋田県再犯防止推進協議会議事録及び配付資料の部分公開  
決定処分に対する審査請求に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年度秋田県再犯防止推進協議会議事録及び配付資料（以下「本件対象文書」という。）について、令和5年4月25日付け行政文書部分公開決定処分（以下「当初決定」という。）及び同年8月30日付け行政文書部分公開変更決定処分（以下「変更決定」という。）（以下当初決定及び変更決定を合わせて「本件処分」という。）において公開した部分以外の保護観察対象者等の情報に係る進学先及び年齢に関する情報を非公開としたことは妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 公開請求の内容

審査請求人は、令和5年4月14日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の当初決定

実施機関は、令和5年4月25日、本件公開請求に対し、条例第10条第1項の規定に基づき、行政文書部分公開決定処分（当初決定）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和5年7月24日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、当初決定を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 4 実施機関の変更決定

実施機関は、令和5年8月30日、職権で非公開部分を変更する決定処分（変更決定）を行い、当初決定における非公開部分の一部の公開を行い、審査請求人に通知した。

#### 5 諮問

審査庁は、令和5年11月13日、条例第15条第1項の規定に基づき、本件審査請求について、秋田県情報公開審査会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対してした本件対象文書についての当初決定を取り消し、本件対象文書の全部を開示するよう求める、というものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書における主張

ア 審査請求人は、2023年4月14日付けで、実施機関に対し、「令和4年度に開かれた秋田県再犯防止推進協議会の議事録及び配付資料」について、情報開示請求をした。

イ これに対し、実施機関は、同年4月25日付で、当初決定を行った。公開しないこととした部分は、

「・委員の氏名及び役職

・オブザーバーの氏名、所属及び役職

・説明者の氏名、職名及び班・係名

・出席者の発言中、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」

である。

これらを公開しない理由として、実施機関は、「秋田県情報公開条例第6条第1項第1号及び第4号に該当するため。」として、

（第1号に該当）として、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。」

（第4号に該当）として、「県の機関の内部における審議、検討又は協

議に関する情報であって、発言者を公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものであるため。」

と記載されていた。

ウ しかし、条例第6条第1項但し書きに該当する場合には、非開示に該当しないこととされている。

その第1号「(一) 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」とされている。

本協議会は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づいて設置されている会議であり、その出席者も、政府機関等や公共団体ないし公的団体に所属している者である。しかも、その発言も、所属する団体での職務によるものであるから、その発言内容も、私人としての個人情報でもない。したがって、出席者の所属、役職、氏名は、「公にされ、又は公にすることが予定されているもの」である。

現に、実施機関は、令和元年度の協議会議事録では、出席者氏名等もすべて開示していた。

また、他自治体の例でも、ホームページ上で、出席者、発言者氏名をすべて開示している自治体は珍しくもない(例えば千葉県、さいたま市、静岡市等)。

エ また、上記のように、すでに出席者、発言者の氏名等をすべて開示している例からみても、第4号に該当するということはないことになる。上記のように、すでに出席者、発言者が開示されている例が多いのであるが、そこでは、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれが」あったということはなかったことを裏付けている。また、実施機関においても、上記のように、過去に、氏名等を明示して開示されていたのであり、これによって「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれが」あったとは言えないから、同4号にも該当しない。

オ 以上のとおり、当初決定は、条例の解釈適用を誤っているので、直ちに取り消し、本件対象文書の全部を開示するよう求める。

## (2) 反論書における主張

ア 審査請求を認容した処分について

実施機関は、本件開示請求に対し、当初、本件審査請求に係る非公開部分「委員の氏名及び役職」、「オブザーバーの氏名、所属及び役職」、「説明者の氏名、職名及び班・係名」等について、「発言者が公開されることとなると、発言者が外部からの干渉等の影響を受けることが考えられ、これにより出席者が発言を躊躇するなどして、率直な意見の交

換が不当に損なわれるおそれがある」などという理由で、非公開とする処分を行った。これにより、本件公文書（議事録）中、多くの部分が非公開とされた。ところが、本件審査請求を受けて、実施機関は、一転して、これらの情報を公開しても、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとはいえないと判断し」、「審査請求を認容し、公開すべきものであると考える」として、変更決定において、非公開部分の一部を公開することを決定した。

実施機関の上記判断は相当と考えるが、そうであれば、なぜ、当初からそのような判断をして開示しなかったのかが問われることとなる。単に、実施機関が、安易に、法令解釈を尽くさずに非公開の判断をしたのか、それとも、このような議事録等の開示請求に対しては、当初決定と同様に非公開とする内部基準等があったのか、明らかではないが、いずれにしても、これまでも、同様の理由で不開示にされてきたことがあったことが推測されるので、今後は、同様な議事録等の開示請求に対しては、当初決定による不開示理由による不開示がされないよう、徹底されるべきである。

#### イ 不開示を維持した理由について

実施機関は、弁明書において、「『出席者の発言中、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの』のうち、保護観察対象者等の情報に関する進学先及び年齢に係る記載部分（4箇所）について個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、非公開とすることが妥当である」と主張する。

しかし、当該出席者の発言を精査しても、当該個人がいつ退職したかも明らかにされていないのであるから、発言中の年齢が開示されたからといって、個人が識別特定されることはない。むしろ、若年者か、高齢者かなどの情報が開示されることによって、当該発言者の真意が理解できるところであり、開示の必要性が高いと言える。

また、発言者が男子少年 A の進学先として発言した専門学校に先立つ非開示部分は、当該専門学校の名称ではなく、地域ないし種類のようなものであるが、仮に、地域や種類であっても、それによって、個人（男子少年 A）が特定されるおそれはない。むしろ、発言者の趣旨によれば、積極的に希望して進学したという進学先を明らかにする方が、発言者の真意に沿い、また、協議会の議事録で公開する方が、県民の理解に資す

る。

したがって、本件不開示部分を維持した部分について、不開示にする理由がなく、開示されるべきである。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

##### 1 審査請求の趣旨に対する弁明

- (1) 本件審査請求に係る非公開部分「委員の氏名及び役職」、「オブザーバーの氏名、職名及び班・係名」及び「説明者の氏名、職名及び班・係名」については、認容されることが適当である。
- (2) 本件審査請求に係る非公開部分「出席者の発言中、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」のうち、出席者及び発言者を識別することができる情報については、認容されることが適当である。
- (3) 本件審査請求に係る非公開部分「出席者の発言中、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」のうち、保護観察対象者等の情報に係る進学先及び年齢に関する記載部分（4箇所）については、棄却されることが適当である。
- (4) なお、実施機関は、変更決定において、上記(1)及び(2)の非公開部分を変更して公開することと決定し、審査請求人に対し、該当部分を公開した文書を交付している。

##### 2 当初決定における公開しない理由

条例第6条第1項第1号及び第4号に該当するため。

###### (1) 第1号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。

###### (2) 第4号に該当

県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、発言者を公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものであるため。

##### 3 当初決定及び変更決定について

- (1) 実施機関は、当初決定の際に、「委員の氏名及び役職」、「オブザーバーの氏名、職名及び班・係名」及び「説明者の氏名、職名及び班・係名」に

については、条例第6条第1項第1号の「個人に関する情報」には該当するが、同号ただし書き（一）「公にされ、又は公にされることが予定されているもの」に該当するものであると判断していた。

しかし、出席者の氏名等の情報や発言中の出席者及び発言者を識別することができる情報を公開すると保護観察対象者等の受け入れ先などの情報が明らかになり、これを他の情報と照合することにより、特定の保護観察対象者等を識別することができるものと考え、上記の非公開部分については同項第1号に該当すると判断し、非公開としたものである。

また、本件の協議会では、出席者が個別の事例の具体的な内容に言及し、意見等を述べており、発言者が公開されることとなると、発言者が外部からの干渉等の影響を受けることが考えられ、これにより出席者が発言を躊躇するなどして、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると考えたものである。

以上のことから、実施機関は、当初決定における非公開部分が同項第1号及び第4号に該当すると判断したものである。

(2) 本件審査請求を受けて、審査請求人が主張する審査請求の理由を実施機関において再度検討した結果、実施機関は、次のとおり判断した。

ア 「委員の氏名及び役職」、「オブザーバーの氏名、職名及び班・係名」及び「説明者の氏名、職名及び班・係名」について

(ア) これらの情報を公開することにより、特定の保護観察対象者等を識別することができるとはいえないと判断した。

(イ) これらの情報を公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとはいえないと判断した。

イ 「出席者の発言中、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」のうち、出席者及び発言者を識別することができる情報について

上記ア(ア)及び(イ)により出席者及び発言者に関する情報は公開すべき情報となるため、非公開情報である個人に関する情報にはあたらないと判断した。

ウ 「出席者の発言中、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」のうち、保護観察対象者等の情報に関する進学先及び年齢に係る記載部分（4箇所）について

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、非公開とすることが妥当であ

ると判断した。

照合の対象となる「他の情報」とは、一般人が容易に入手可能な情報に限られず、当該個人の近親者や関係者が保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される所、保護観察対象者等の進学先や年齢に係る情報は、受け入れ先などの情報や他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなる情報であると判断したことによるものである。

## 第5 調査審議の経過

- 1 令和 5年11月13日 諮問の受付
- 2 令和 6年 3月 5日 審議、実施機関による意見陳述
- 3 同 6年 4月10日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件処分について

実施機関は、本件対象文書に関し、当初決定における非公開部分について条例第6条第1項第1号及び第4号に該当すると判断したが、変更決定において、当該非公開部分のうち、出席者及び発言者を識別することができる情報については公開することとし、一方、保護観察対象者等の情報に係る進学先及び年齢に関する情報（4箇所）については同項第1号に該当するとして非公開を維持したものである。

これに対し、審査請求人は、年齢や進学先の地域ないし種類が公開されることにより個人が識別特定されることはなく、むしろ、これらの情報が公開されることによって、当該発言者の発言の真意が理解でき、公開の必要性が高いと言え、また、県民の理解に資することから、非公開を維持した部分について、非公開にする理由がなく、公開されるべきである旨主張する。

当審査会では、変更決定において非公開と判断したことの妥当性について検討する。

### 2 条例第6条第1項第1号該当性について

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別すること

ができることとなるものを含む。)を非公開情報としている。

本号の趣旨は、個人の尊重という観点から、いわゆるプライバシーに関する情報を、原則として、非公開として取り扱うこととしたものであるところ、「プライバシー」という概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確ではなく、主観的要素が強いことから、本号では上記のとおり、原則として、一切の個人識別情報を非公開とし、プライバシーの保護に万全を期することとしたものである。

変更決定において非公開が維持された部分(4箇所)について当審査会が検分したところ、当該非公開部分には、保護観察対象者等の進学先又は年齢に関する情報が記載されていることが確認できた。

これらの情報については、令和4年度秋田県再犯防止推進協議会での発言者の発言に関するものであるところ、その発言者の経営する事業所の所在地や名称は容易に知ることができること、当該年度のお試し雇用者は8名のみであることから、発言内容にある保護観察対象者等についても、進学先や年齢に係る情報を発言者が経営する事業所等の関係者からの情報と照合することにより、特定の個人(保護観察対象者等)を識別することが可能であると認められるから、条例第6条第1項第1号の非公開情報に該当する。また、保護観察対象者等の個人に関する情報は、本人に対して不当な差別、偏見等の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を必要とするものであって、プライバシー保護の要請が高いものであるから、特定の個人を識別することができないように特に慎重に取り扱われなければならないものである。

したがって、変更決定において非公開が維持された部分(4箇所)について、これを非公開とした実施機関の判断は妥当である。

### 3 結論

以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

## 第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	赤 坂 薫	弁護士
	阿 部 千鶴子	司法書士

	池 村 好 道	秋田大学名誉教授・白鷗大学名誉教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
会長代理	三 浦 清	弁護士